

建政 - 1883

令和5年1月23日

各建設業関係団体の長 様
各建設関連業団体の長 様

秋田県建設部長
(公印省略)

小型無人機等飛行禁止法に基づく新たな対象防衛関係施設の指定について (通知)

このことについて、東北防衛局から、陸上自衛隊秋田駐屯地がドローン規制の対象施設に新たに指定される旨の連絡がありましたので、近隣で工事、調査等を行う場合は御留意いただくようにお知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担 当：建設政策課建設業班

佐々木

電 話：018-860-2425



(お知らせ)

令和5年1月20日
防 衛 省

小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示しました。

一定の周知期間として10日間を経過した後（令和5年1月30日以降）、これらの対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されることとなります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には施設管理者の同意を得る等所定の手続が必要となります。

詳細は防衛省ホームページを御参照ください。

(参考)対象防衛関係施設として新たに指定される施設

(1) 陸上自衛隊

- ・ 名寄駐屯地
- ・ 上富良野駐屯地
- ・ 美唄駐屯地
- ・ 北千歳駐屯地
- ・ 静内駐屯地
- ・ 弘前駐屯地
- ・ 八戸駐屯地
- ・ 岩手駐屯地
- ・ 大和駐屯地
- ・ 秋田駐屯地
- ・ 福島駐屯地
- ・ 郡山駐屯地
- ・ 宇都宮駐屯地
- ・ 下志津駐屯地
- ・ 横浜駐屯地
- ・ 松本駐屯地
- ・ 駒門駐屯地
- ・ 豊川駐屯地
- ・ 大津駐屯地
- ・ 大久保駐屯地
- ・ 川西駐屯地
- ・ 青野原駐屯地
- ・ 姫路駐屯地
- ・ 日本原駐屯地
- ・ 松山駐屯地
- ・ 飯塚駐屯地
- ・ 小郡駐屯地
- ・ 久留米駐屯地
- ・ 相浦駐屯地
- ・ 相浦駐屯地崎辺分屯地
- ・ 竹松駐屯地
- ・ 湯布院駐屯地
- ・ 桜森高射教育訓練場
- ・ 祝梅高射教育訓練場
- ・ 名寄高射教育訓練場（内淵地区）

(2) 海上自衛隊

- 舞鶴海上訓練指導隊
- 鹿児島音響測定所
- 長浦・新井地区
- 父島基地分遣隊
- 呉地方総監部からす小島係留所
- 呉地方総監部係船堀地区
- 阪神基地隊
- 仮屋磁気測定所
- 由良基地分遣隊
- 呉教育隊
- 呉警備隊
- 佐伯基地分遣隊
- 呉港務部第3区
- 下関基地隊
- 崎辺地区
- 奄美基地分遣隊
- 平瀬地区
- 舞鶴警備隊
- 新潟基地分遣隊
- 第1術科学校
- 第1術科学校大原訓練場

(3) 航空自衛隊

- 熊谷基地
- 武山高射訓練場長井統制地区

陸上自衛隊秋田駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	秋田県秋田市	寺内字將軍野一番地
対象防衛関係施設の区域	秋田県秋田市	飯島大崩（次の図面に示す部分に限る。）、飯島長野、土崎港北三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び寺内（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	秋田県秋田市	飯島大崩、飯島新町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、飯島長野、飯島長野上町、飯島長野中町（次の図面に示す部分に限る。）、飯島長野本町（次の図面に示す部分に限る。）、飯島西袋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、港北松野町（次の図面に示す部分に限る。）、將軍野青山町、將軍野桂町（次の図面に示す部分に限る。）、將軍野堰越（次の図面に示す部分に限る。）、將軍野東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、土崎港北一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、土崎港東四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに寺内（次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

陸上自衛隊秋田駐屯地周辺地域

(秋田県秋田市寺内字將軍野1番地)



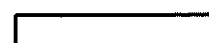
この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



小型無人機等飛行禁止法の概要

- ◆ 小型無人機等によるテロ等の危険を未然に防止するため、平成28年、国の重要な施設等、外国公館等、原子力事業所を対象として、小型無人機等の飛行を原則禁止する小型無人機等飛行禁止法が成立（同年4月7日施行）
- ◆ 令和元年6月、法改正により、対象施設に防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）等を追加

小型無人機等の飛行が原則として禁止されるエリア

- ・ 対象施設敷地・区域の上空
- ・ 対象施設周囲地域（周囲おおむね300m）の上空

禁止の例外

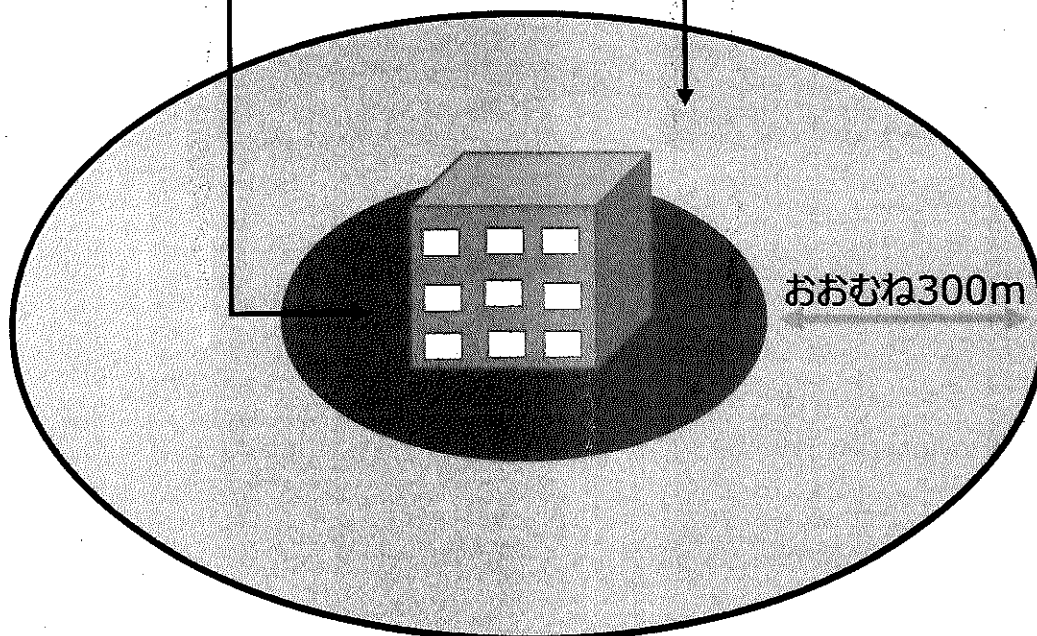
禁止エリアで小型無人機等の飛行が認められる場合

- ① 施設管理者の同意を得た飛行
- ② 土地所有者等の同意を得た飛行
- ③ 国・地方公共団体の業務での飛行

※ 防衛関係施設の上空は、①の場合のみ飛行可能。

対象施設敷地・区域
(レッドゾーン)

対象施設周囲地域
(イエローゾーン)



対象施設

- ・ 国の重要な施設等（総理官邸、危機管理行政機関等）
- ・ 外国公館等
- ・ 防衛関係施設（自衛隊施設・在日米軍施設）
- ・ 原子力事業所
- ・ 空港

安全確保措置

警察官・海上保安官に加え、自衛隊施設を職務上警護する自衛官による安全確保措置（退去命令、飛行妨害等）を規定

※ 自衛隊施設の上空（レッドゾーン）以外は、警察官等がその場にはいない場合に限る。

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

レッドゾーン：直罰

イエローゾーン：警察官等の命令に違反した場合